◇**補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一〇九号）（財務省）

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として、生物多様性保全回復施設整備交付金及び福島定住等緊急支援交付金を追加することとした。

2　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇**特別会計に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一一〇号）（財務省）

1　エネルギー需給構造高度化対策として、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二三年法律第一〇八号）第八条第一項に規定する交付金の交付に要する費用に係る補助金の交付に係る規定の追加を行うこととした。

2　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇**所得税法施行令の一部を改正する政令**（政令第一一一号）（財務省）

1　国有林野事業の改革のための特別措置法の廃止に伴い、資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例について、所要の規定の整備を行うこととした。（第一八〇条関係）

2　先物取引の差金等決済をする者の告知制度について、先物取引の差金等決済の都度告知を要しないこととされる特例の対象に、商品関連市場デリバティブ取引の差金等決済をする者が、金融商品取引所に加入をする際、その者の氏名又は名称及び住所を当該金融商品取引所の長に告知している場合を加えることとした。（第三五〇条の三関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇**法人税法施行令の一部を改正する政令**（政令第一一二号）（財務省）

1　連結法人株式の譲渡等に伴う連結個別利益積立金額等の増加又は減少の対象となる金額の計算について、既修正等額を戻し入れることとなる場合を、連結法人株式を発行した連結法人にみなし配当の額が生ずる基因となる事由が生ずる場合において、調整積立金額が零を超えるとき又はみなし配当の額があるときであることとした。（第九条関係）

2　再生計画認可の決定等の事実が生じた場合の資産の評価益又は評価損の益金又は損金算入制度における評価益又は評価損の計上に適しない資産の範囲について、評価差額が一、〇〇〇万円未満等の少額の資産を除外し、少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度又は一括償却資産の損金算入制度の適用を受けた減価償却資産その他これに類する減価償却資産を加えることとした。（第二四条の二関係）

3　支配関係がある法人の間で適格合併等が行われた場合の繰越青色欠損金額に係る制限制度における引継対象外未処理欠損金額の計算について、次の見直しを行うこととした。なお、支配関係がある法人の間で適格組織再編成等が行われた場合の繰越青色欠損金額に係る制限制度におけるないものとされる欠損金額の計算についても同様とすることとした。（第一一二条関係）

㈠　支配関係がある法人の間の適格合併等の日以前二年以内に特定支配関係法人を被合併法人等とする一又は二以上の特定適格組織再編成等が行われていた場合において、その一又は二以上の特定適格組織再編成等により移転があった一定の資産のうちその適格合併等に係る被合併法人等が有することとなったものは、その法人が支配関係発生日において有するものとみなして、引継対象外未処理欠損金額を計算する。

㈡　支配関係がある法人の間の適格合併等の日以前二年以内に特定支配関係法人を被合併法人とする一又は二以上の適格合併が行われていた場合等において、その適格合併等に係る被合併法人等の各事業年度において生じた欠損金額とみなされたもののうちに、各特定支配関係法人の特定資産譲渡等損失相当欠損金額に相当する金額があるときは、その金額は引継対象外未処理欠損金額に加算する。

4　右記3㈡の引継対象外未処理欠損金額に加算する金額について、特定支配関係法人の支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額によりその加算する金額の基礎となる金額を計算することができることとした。（第一一三条関係）

5　特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入制度について、法人が特定適格組織再編成等により移転を受けた資産のうちに、支配関係法人がその特定適格組織再編成等の日以前二年以内に行われた関連法人を被合併法人等とする一又は二以上の前特定適格組織再編成により移転があった一定の資産で関連法人のいずれかが関連法人支配関係発生日前から有していたものがある場合には、その資産は、特定引継資産に該当することとした。なお、法人が特定適格組織再編成等の直前の時において有する資産についても同様とすることとした。（第一一三条の八関係）

6　右記5により特定引継資産に該当することとなる資産について、関連法人の支配関係事業年度の前事業年度終了の時における時価純資産価額によりその資産の譲渡等による損失の額を計算することができることとした。（第一一三条の九関係）

7　連結特定同族会社の留保金課税制度について、連結留保金額に連結法人間で行われた適格現物分配に係る移転資産の価額を含めることとした。（第一五五条の二三関係）

8　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇**相続税法施行令の一部を改正する政令**（政令第一一三号）（財務省）

1　特定障害者に対する贈与税の非課税措置について、適用対象となる特別障害者以外の特定障害者の範囲を定めることとした。（第四条の八関係）

2　物納について、管理処分不適格財産の範囲に、賃借権その他の権利が設定されている不動産でその権利を有する者が暴力団員その他一定の者であるもの及び暴力団員その他一定の者が役員となっている法人等が発行した株式を加えることとした。（第一八条関係）

3　この政令は、平成二五年四月一日から施行することとした。

◇**租税特別措置法施行令の一部を改正する政令**（政令第一一四号）（財務省）

1　個人所得課税

㈠　特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の二、〇〇〇万円特別控除の適用対象となる都市緑地法の規定により土地等が買い取られる場合における買取りを行う者の範囲に、都市の低炭素化の促進に関する法律の規定により指定された特定緑地管理機構で一定のものを加えることとした。（第二二条の七及び第三九条の四関係）

㈡　特定口座開設届出書並びに特定口座開設届出書と併せて提出する特定管理口座開設届出書、出国口座内保管上場株式等移管依頼書、特定口座源泉徴収選択届出書及び源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書について、これらの届出書等に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができることとした。（第二五条の八の二、第二五条の一〇の二、第二五条の一〇の五、第二五条の一〇の一一及び第二五条の一〇の一三関係）

㈢　特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、特定口座内保管上場株式等である投資信託又は特定受益証券発行信託の受益権について行われた受益権の分割又は併合により取得する投資信託又は特定受益証券発行信託の受益権等を加えることとした。（第二五条の一〇の二、第二五条の一〇の五及び第二五条の一三関係）

㈣　特定口座において上場株式等を有しないこととなった日等以後二年を経過する日の属する年の一二月三一日までの間に取引がない場合には当該特定口座につき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなす措置を廃止することとした。（第二五条の一〇の七関係）

㈤　非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税について、非課税口座に設けられた非課税管理勘定からその非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定への非課税口座内上場株式等の移管の手続等の細目を定めることとした。（第二五条の一三関係）